

愛知県水防計画の変更（案）要旨について

1 愛知県水防計画の目的

この計画は、水防法に基づき、洪水、雨水出水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するため、県内の各河川、海岸等に対する水防上必要な監視、予防、警戒、通信、連絡、水門等の操作、水防団等の活動及び水防管理団体間の応援並びに水防に必要な器具、資材及び施設の整備と運用等について実施の大綱を示したものであり、愛知県地域防災計画と相まって水災の軽減に努めることを目的としたものである。

2 平成28年度愛知県水防計画の主要な変更点

(1) 重要水防箇所の変更

改修工事の進捗にあわせて重要水防箇所から削除された区間、現地調査等により新たに重要水防箇所として追加された区間について変更した。

平成28年度重要水防箇所集計表

	平成28年度		平成27年度		前年度から 削除		今年度新たに 追加		差し引き 増減		
	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	
河川	国	638	305	661	310	39	13	16	8	▲23	▲5
	県	363	132	393	140	45	16	15	8	▲30	▲8
	市町村	129	82	127	82	3	1	5	1	2	0
	小計	1,130	519	1,181	532	87	30	36	17	▲51	▲13
海岸	17	16	18	18	1	2	0	0	▲1	▲2	
ため池	194	15	210	16	17	1	1	0	▲16	▲1	
合計	1,341	550	1,409	566	105	33	37	17	▲68	▲16	

※水防法における水防計画の位置付け

水防計画は、水防法に基づき、知事は毎年水防計画に検討を加え、必要があると認められるときは変更しなければならないとされている（法7条1項）。今回、水防計画の変更にあたり、あらかじめ県防災会議に諮るものである（法7条4項）。